



16日の記者会見で「一定の前進があれば、GW直前やストライキ中でも取り下げや解除があり得る」と強調する全国港湾の糸谷委員長(中央)

生鮮品貨物などは除外

全国港湾はかねて、日港協に産別最賃の引き上げを要求してきた。日港協は15年、産別最賃への回答が「独占禁止法に抵触する恐れがある」と主張。同年は労使交渉の末、16万4千円で妥結した。

16、17、18の各年は、日港協が再度「独占禁止法への抵触の恐れ」に触れ、産別最賃に回答しなかった。これを受け、全国港湾は中央労働委員会へのあっせん申請を決め、「産別最賃への回答は、独占禁止法に抵触しない」旨のあっせん案を日港協へ示した。

全国港湾によると、あっせん案について日港協は「独占禁止法への抵触の恐れが払しょくされない」と強調。

また、11日の団交では、GW中の28日から5月6日を想定したストを示唆。4月16日に港協同盟と開いた記者会見で、全国港湾の糸谷委員長は「17日の中央闘争委員会決定すれば、同日に通告する。日港協が交渉に応じ、産別最賃への回答など一定の前進があれば、GW直前やスト中でも取り下げや解除があり得る」と話した。

全国港湾は17日の中央闘争委で、GW中のストについて、これまでの方針を維持し、「日港協の出方を伺う」ことを決定。同日の日港協への通告は行わず、24日の中央闘争委でストの是非を再度協議することとした。なお、19日午後1時から、全国港湾は「日港協からの交渉申し入れは受けていない」。

なお、生活に直結する貨物は港協ごとの労使交渉で除外。全国港湾は対象に離島航路や郵便物、生鮮品などを挙げている。企業のプライベートバスなども対象のため「コンテナターミナルでのストが中心となる」(全国港湾)という。

産別最賃巡り労使対立

全国港湾が平日スト

GW中実施も示唆

全国港湾労働組合連合会(糸谷欽一郎委員長)と全日本港湾運輸労働組合同盟(新屋義信会長)は2019年労使交渉で日本港運協会(久保昌三会長)と決裂し、14日の始業時から48時間、平日を含むものでは22年ぶりに全国で港協荷役を止めるストライキを行った。19日午後1時

点でゴールデンウィーク(GW)中のストも見据え、日港協が業界内の「産別最低賃金」に回答しなければ実行する構えだ。なお生活に直結する貨物は港ごとの労使協議で除外。全国港湾はその対象に、離島航路、郵便物、生鮮品などを挙げている。13面に関連記事 (辻本亮平)

(2)
に続く

(2)

全国港湾労働組合連合会と全日本港湾運輸労働組合同盟は16日、国土交通省で記者会見を開き、ゴールデンウィーク(GW)中にストライキを行えば「物流がとんでもないことになるイメージは持っている」とコメントした。2019年労使交渉で日本港湾協会に要求、決裂し、ストを行うきっかけとなった「産別最低賃金」引き上げの狙いについては「物流業界が人手不足に陥る中、最低限の賃金を保障することで、安心して働ける職場をつくるた

全国港湾■GWスト

「やらざるを得ない」

め」と説明した。また、産別最賃の問題を、全国港湾と港湾同盟は同日、一連のストが物流に大きく影響することを見越し、経緯や背景などを説明する記者会見を開いた。全国港湾の糸谷欽一郎委員長は「(ストは)国民生活に大きく影響を与えるため、本来は避けたいこと」と強調。ただ、「日港協が交渉に応じなければ、(GW中も)やらざるを得ない」と話した。

また、産別最賃の問題を、春闘ではなく訴訟や調停など別の手段で解決する考えは無いのかとの質問に対し、糸谷氏は「別の手段も検討している。しかし、現状はストによる『正面突破』だ」と回答した。

加えて、全国港湾の玉田雅也書記長は「(GW中にストが実施されれば)物流がとんでもないことになるイメージはある」と述べた。その上で、ストとは別に、

物流への影響 理解も…

GW中の物流に対応するため、ゲートオープン時間の制限を緩和する準備を、労使で進めていることを紹介した。

産別最賃引き上げの狙いについては、糸谷氏が「実際に産別最賃で働いている労働者は少ないだろうが」引き上げること、産業の魅力をアップできる」と説明。全国港湾の松本耕三委員長代行も「物流業界が人手不足に陥る中、安心して働ける職場をつくらなければいけない」と話した。

(辻本亮平)